役員等の報酬及び費用に関する規程

設立登記　平成 24 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条　この規程は、公益財団法人横須賀市生涯学習財団（以下「財団」という。）定款第 14 条及び第 29 条の規定に基づき、財団の評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

（報酬の種類）

第 2 条　役員等に対して、理事会、監査又は評議員会への出席による業務執行に際し、日当を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金等その他前項に定めるもの以外の報酬は、これを支給しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、財団職員並びに横須賀市の常勤特別職員及び一般職員に対する報酬は、これを支給しない。

（報酬の金額）

第 3 条　前条に規定する役員等としての業務執行にかかる報酬の金額は、執行 1 日につき 13,000 円とする。

（費用）

第 4 条　第 2 条第 3 項の役員等（財団職員を除く）がその職務の執行にあたって負担した別に定める費用については、支給することができる。また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

（支払方法）

第 5 条　役員等に対する報酬及び費用は、その金額を現金で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に対する報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（委任）

第 6 条　この規程の施行に関して必要な事項は、評議員会が定めるものとする。

附則

この規程は、財団の設立の登記があった日から施行する。